

# 令和4年度 集団指導

イントロダクション



# 掲載資料の案内

動画は令和5年3月24日までの公開です

- 実地指導の指摘事項 （資料+動画）
- 職場におけるハラスメントの防止のための措置 （資料）
- 身体拘束等の適正化に係る取組について （資料）
- 指定障害児通所支援の留意点 （資料+動画）
- 処遇改善加算の基本 （資料）
- 指定等届出の留意事項 （資料）
- 事故報告のオンライン提出 （資料）
- サービス提供の拒否の正当な理由 （資料）

令和5年度当初分の届出〆切  
窓口：4月14日（金）  
郵送：4月15日（消印有効）



# トピック

## ○公印省略

令和5年度から、市が発送する書類の一部の公印（市長印）を省略します。

| 省略するもの                                       | 省略しないもの                         |
|----------------------------------------------|---------------------------------|
| 届出の受理通知など<br>・体制届<br>・処遇改善加算等の計画書<br>及び実績報告書 | 指定に関する通知など<br><br>* 指令番号を付与する通知 |



## ○障害福祉サービス事業者等における「意思決定支援」について

道内の共同生活援助事業所の利用者が不妊処置を受けていた事案が明らかとなり、利用者の意思決定支援の重要性が再認識されています。

意思決定の支援に配慮すること  
人格を尊重し職務を遂行すること → **事業所の責務**

**責務規定違反や疑いを見かけたら報告を！**

実務の参考には・・・

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成29年3月31日厚生労働省通知）をご確認ください。



## ○マスクの着用について

※厚労省事務連絡「マスク着用の考え方の見直し等（特に障害福祉サービス事業所等における取扱い）について」（令和5年2月14日）

## ○新型コロナウイルス感染症の5類移行について

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行します。事前準備や今後の対策等について相談がある場合は、旭川市保健所で対応していますのでご利用ください。

なお、移行後は指導監査課への感染症等発生報告書の提出は**不要**となります。

～ 着用を推奨されている例（抜粋）～

1. 重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等（**障害福祉サービス事業者等を含む**）への訪問時
2. 上記施設等の従業者の勤務中

旭川市保健所  
新型コロナウイルス感染症対策担当  
疫学調査担当

対応時間 8：45～17：15  
電話（0166）21－3172  
FAX（0166）21－3180  
E-mail  
t\_covid@city.asahikawa.lg.jp



# 最後に・・・

資料を確認した事業所は，ご連絡ください！

※令和5年6月30日まで



<https://logoform.jp/form/iLZf/236707>

こちらのフォームへの入力をもちまして，事業所が集団指導に参加したとみなします。お忘れなきよう，お願いいたします。

